

宮崎市立共同利用施設柳籠センター の指定管理者候補者の選定について

宮崎市立共同利用施設柳籠センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成 27 年 12 月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

- (1) 法人名等 恒久柳籠自治会
- (2) 代表者氏名 谷口 康弘

2. 指定期間（予定）

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

- ① 施設名
宮崎市立共同利用施設柳籠センター
- ② 所在地
宮崎市本郷北方字境田 3026-3
- ③ 施設規模等
土地面積 330.57 平方メートル
総延床面積 128.89 平方メートル

(2) 業務概要

- ① 施設の利用許可に関すること。
- ② 建物、付属設備及び備品の維持管理に関すること。
- ③ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

(3) 現在の管理方法

指定管理者 恒久柳籠自治会（平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）

4. 事業計画の概要

(1) 住民の平等な利用の確保についての考え方等

- ・施設の利用内容を把握し、利用者間の時間帯調整を図ることで、平等な利用の確保に努める。

(2) 施設の設置目的を効果的に達成するための取り組み等

- ・敬老会等の地域住民が多く参加できる行事を催し、また自治会の回覧板等による周知を行うことで、施設の利用を促進する。
- ・施設利用者の要望等については役員会に諮り、対応を行う。
- ・地域住民及び地元消防団と連携して見回りをを行い、防犯及び防災対策に努める。

(3) 管理に係る経費の縮減についての取り組み等

- ・冷暖房機の適切な温度管理を徹底し、施設の非使用時には主電源を切るなど、光熱費の削減に努める。

(4) 管理を安定して行うための考え方等

- ・管理従事者として、会長以下3名の役員を配置する。
- ・施設利用簿には必要最小限の情報記載を求めるとし、個人情報の保護に努める。

※ 上記の事業計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、実際に行う事業の計画は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

5. 収支計画の概要

■ 収入

(単位：円)

| 項目 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 5カ年合計 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 指定管理料 | 241,000 | 241,000 | 241,000 | 241,000 | 241,000 | 1,205,000 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収入合計 | 241,000 | 241,000 | 241,000 | 241,000 | 241,000 | 1,205,000 |

■ 支出

(単位：円)

| 項目 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 5カ年合計 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 人件費 | 210,000 | 210,000 | 210,000 | 210,000 | 210,000 | 1,050,000 |
| 雑費 | 31,000 | 31,000 | 31,000 | 31,000 | 31,000 | 155,000 |
| 支出合計 | 241,000 | 241,000 | 241,000 | 241,000 | 241,000 | 1,205,000 |

※ 上記の収支計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、最終的な収支計画（指定管理料を含む。）は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

6. 選定結果の概要

(1) 宮崎市環境部指定管理者候補者選定委員会

(敬称略)

| | 役 職 等 |
|-----|------------------|
| 会 長 | 環境部長 |
| 副会長 | 環境保全課長 |
| 委 員 | 赤江地域センター長 |
| 〃 | 赤江地区自治公民館連絡協議会会長 |
| 〃 | 赤江地域まちづくり推進委員会会長 |
| 〃 | 本郷まちづくり推進委員会会長 |

(2) 選定の概況

ア 選定理由（非公募理由）

宮崎市環境部指定管理者選定委員会において、宮崎市立共同利用施設柳籠センターの事業者の選定については、次の理由から「地域住民が専ら使用するような地域との結びつきが強い施設で、地域の団体等による管理が効率的であり、かつ住民主体のまちづくりの推進が期待できる」として、公募によらない候補者の選定を行うこととしました。

- 施設設置後から現在まで、地元自治会が管理者として管理運営を行っていること
- 地域住民（利用者）が清掃を行うなど、住民との協働により施設が管理されていること
- 施設の利用においては、自治体などの地縁による団体や、地域住民による趣味的なサークルが専ら使用していること
- 地元自治会が指定管理者であることで効率的かつ円滑な運営ができていていること

また、同委員会において申請者からの応募書類及びヒアリングをもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」で定める次の基準により、総合的に審査を行いました。

- ① 事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること
- ② 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること
- ③ 事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること
- ④ 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること

その結果、恒久柳籠自治会が当該選定基準を満たすものと認められたため、当該団体を指定管理者候補者に選定した。

イ 審査結果一覧

| 選定の基準 | 審査項目 | 満点 (配点) | 最低基準点 | 恒久柳籠自治会 採点結果 (平均点) |
|---------------------------|--------------------------|------------|-------|--------------------------|
| 住民の平等な利用の確保できる計画となっているか | ①施設運営に関する基本方針は適切か | 30 (5) | | 19 (3.1) |
| | ②管理の基準に対する理解及び対応は適切か | 30 (5) | | 19 (3.1) |
| 施設の設置目的を効果的に達成する計画となっているか | ③利用者サービス向上のための取り組み内容は適切か | 30 (5) | | 20 (3.3) |
| | ④利用者からの要望や苦情への対応は適切か | 30 (5) | | 22 (3.6) |
| | ⑤施設の安全対策は適切か | 30 (5) | | 21 (3.5) |
| | ⑥環境に配慮した取り組みがなされているか | 30 (5) | | 25 (4.1) |
| 施設の管理に係る経費の縮減を図る計画となっているか | ⑦経費の縮減に関する考え方であるか | 30 (5) | | 23 (3.8) |
| 管理を安定して行うために十分な能力を有しているか | ⑧管理に従事する者の体制は適切か | 30 (5) | | 22 (3.6) |
| | ⑨個人情報の保護対策は十分か | 30 (5) | | 22 (3.6) |
| 合計 | | 45 | 27 | 32.1 |